

令和4年4月から

埼玉県への財務計算書類等の提出方法が一部変わります

- 主な変更点① 紙媒体のほか電子形式でも提出可に
(引き続き紙媒体でもOK)
- 主な変更点② 紙媒体での提出の場合、袋とじ・袋とじ部分への押印は任意、監査報告書は署名で可（押印不要）、知事あての送付状は不要に

主な変更内容（新旧比較）

変更点	新	旧
提出の形式	紙媒体または電子形式	紙媒体のみ
紙媒体の監査報告書への公認会計士等の署名など	署名	自署及び押印
紙媒体の計算書類及び監査報告書のとじ込み	監査報告書（公認会計士等の署名のあるものを必要とし、写しでは足りない）を監査証明の対象となった計算書類の後にとじ込む ※ とじ込む方法は各公認会計士等の判断による	計算書類は監査報告書（自署及び押印のあるものを必要とし、写しでは足りない）の後にとじ込む 両者は袋とじとし、袋とじの部分にも公認会計士等の押印（割印）が必要
電子形式での届出方法	監査報告書（公認会計士等の電子署名のあるものを必要とする）と監査証明の対象となった計算書類を一体の電子ファイルとして、原本を電磁的方法で届け出る	（新規）
送付状	（不要）	計算書類等の届け出の際には、学校法人の理事長名を記入し、職印を押印した知事あての送付状を添付する 送付状には、財務担当理事及び計算書類の作成責任者（会計課長等）の氏名を付記する

変更の詳細は、埼玉県総務部長通知（令和4年3月23日付け学事第1639号）をご覧ください。

電子形式での作成のご注意点

1 監査報告書と電子署名

- (1)電子形式の監査報告書は、**法律**(公認会計士法第34条の12第3項)**の規定により電磁的方法によって作成された監査報告書**であることが必要です。
- (2)電子形式の監査報告書に付す電子署名は、**法律**(電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項)**に規定する電子署名**であることが必要です。

2 ファイルの形式など

- (1)**監査報告書と計算書類が一体になったPDFファイル**で提出してください。
- (2)監査報告書のみ電子で計算書類は紙、またはその逆などは不可です。

**の例**



PDF

監査報告書・
計算書類.pdf

- ・ 監査報告書と計算書類が一体のPDFファイル
- ・ 監査報告書には適正な電子署名がされている

**の例①**



PDF PDF

監査報告 計算書.pdf
書.pdf

- ・ 監査報告書と計算書類が一体となっていない

**の例②**

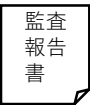


Excel 会計ソフト

計算書.xlsx 財務.000

- ・ PDF以外のファイル形式

**の例③**



監査報告書 Excel

(紙) 計算書.xlsx

- ・ 紙媒体と電子形式が混在している

3 提出の方法

法人の種別に応じて下記の電子メールアドレスにメールの添付ファイルとしてお送りください。なお、ファイルサイズが2 MBを超える場合、事前にご連絡ください。

高等学校法人	a2550-09@pref.saitama.lg.jp
幼稚園法人	a2550-05@pref.saitama.lg.jp
専修・各種学校法人	a2550-04@pref.saitama.lg.jp

監査報告書の電子化及び電子署名については、日本公認会計士協会監査基準委員会研究報告第6号「監査報告書に係るQ&A」の内容をよくご確認ください。